

# 保険年金課から



## 国民健康保険料の納入 (仮算定と本算定)

国民健康保険料の計算には、5月・6月の仮算定と8月以降の本算定があります。年間10期に分けて納めていただくようになっているうち、1期(5月)と2期(6月)を仮算定といい、保険料の確定が8月のため、年度当初の財源を確保し、保険財政の円滑な運営を図るとともに、納入義務者の負担を考慮するために設けられているものです。

その年の保険料額が確定するまでの間、前年度の国民健康保険料額の10分の1ずつを納めていただきます。

3期以降を本算定といい、毎年8月に前年中の所得を基礎にその年の1年間(4月から翌年の3月)の保険料額を算定したものです。ここで確定した保険料額から仮算定の保険料額を差し引いた額を残りの納期に分けて納めていただきます。従って、同じ年度の国民健康保険料でも1期・2期と3期以降では保険料額が異なってくる場合が多くあります。

※3期分で端数処理の調整を行うので3期分は4期以降と若干金額が異なります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	第1期	第2期		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
	仮算定			本算定							

- (例1) 仮算定額 > 本算定額の場合  
 $\text{仮算定額}(1\cdot 2\text{期}) - \text{年税額(本算定)} = \text{過納金を還付します。}$
- (例2) 仮算定額 < 本算定額の場合  
 $\text{年税額(本算定)} - \text{仮算定額}(1\cdot 2\text{期}) = 3\sim 10\text{期で納付します。}$

## 『人間ドック』のご案内

私たちが健康な生活を送るうえで健診は重要です。健診の目的のひとつは生活習慣病などの病気を早期発見し治療すること。もうひとつは健診結果を参考に生活習慣を改善することです。いなべ市国民健康保険では早期治療と健康管理に役立てていただくために短期人間ドック事業を行います。

- 対象** 平成17年4月1日現在、35歳以上(老人保健加入者除く)でいなべ市国民健康保険に加入している方
- 受診時期** 【7月 藤原町】【8月 員弁町】【9月 大安町】【10月 北勢町】  
上記のように住所地別で受診される方の振り分けをさせていただきます。
- 場所** いなべ総合病院、日下病院
- 内容** 一般検査、尿一般、便検査、血液一般、肝機能、膵臓、代謝、糖、腎機能、炎症反応肝炎、梅毒反応、胸部X線、胃透視、心電図検査、超音波エコー(腹部)、肺気量分画、聴力検査、眼科、乳癌検診(触診)、採血ほか  
※乳癌検診(マンモグラフィ)、子宮癌検診は別途料金
- 定員** 300人(申込期日前であっても定員になり次第締め切ります)
- 負担金** 5,000円
- 申込期日** 5月31日(火)まで ※申し込みは8:30~17:15(土日祝日を除く)の間をお願いします。
- 申し込み** 北勢庁舎 保険年金課(☎72-3829)  
住所地の総合窓口課  
  - 北勢庁舎 総合窓口課☎72-3511
  - 員弁庁舎 総合窓口課☎74-5805
  - 大安庁舎 総合窓口課☎78-3501
  - 藤原庁舎 総合窓口課☎46-6300

直接窓口で申し込み用紙を記入いただくか、電話でお申し込みください。  
 ※電話での申し込みの際は後日、申し込み用紙を送付します。

問い合わせ先……北勢庁舎 保険年金課 ☎72-3829 FAX72-3334